

small village

# 村だより

平成31年 3月5日  
しぜんの国保育園

<http://toukoukai.org/>  
<https://sizen-no-kuni.net/>

## 保育理念

『いきいき』

## 基本保育方針

『私たちは、今ここで「こどもたちのたからもの」を大切にします』  
『地域で安心して子育てができるように！』  
『子どもの成長、発達に寄与する人はすべて保育者』

## 今月の主題

『ちいさなつぼみのほほえむ顔』

3月、別れと出会いの季節です。今年度は、新園立ち上げが続き、みなさまには暖かく見守って頂いたこと、大変感謝しております。現場としても、皆さんに影響が出ないよう邁進してきたつもりではありますが、不安なこともあったかと思えます。その思いを忘れず受け止め、3月までこのメンバーで保育をしていきたいと思えます。

思い返せば、楽しかった思い出がたくさんあります。これで縁が切れるわけではなく、また新たな縁を結び直す時期だと思っております。実はわたしもこのお別れの時期がとても苦手で、さみしいです。ただ、ひとつお伝えしたいのは、みんなしぜんの国が好きだということです。ご家庭のこと、プライベートのこと、保育者人生を考えてのこと、みんな一人一人の選択です。わたしは、その一人一人が「決めたこと」を大事にしたいと思っています。しぜんの国は、いつもあります。おおらかな気持ちで、かまえていきたいと思っています。

園長 齋藤美和

## 連絡事項

・お迎えの際に、お子さんの引き渡し前に打刻をする方がいらっしゃいます。保護者の方に引き渡しをしてからの打刻をお願いします。

・また、市から発行されている「入園のしおり」にも書いてある通り、「保育短時間」に認定されている方は、P8の「保育時間区分」をよくご覧ください。  
お時間を過ぎますと、延長料金が発生します。

・16:30、18:00前後の駐車場が混み合います。旧園舎、緊急の場合はお寺の駐車場もございますので、そちらのご利用をお願いします。また面談などの場合は対応しますのでご安心ください。

大人も、園、市のルールを守っていきましょう。

## 3月の予定

月	火	水	木	金	土
				1 誕生会	2
4	5	6 新入園児 健康診断	7	8	9 卒園式
11	12 避難訓練 自然体験 (4歳) 玉川大学 音楽交流 16:00～	13 お別れ遠足 (5歳)	14	15 あやとり交 流	16
18	19 乳幼児健診	20	21 春分の日	22	23
25	26	27	28		

本日市から発行されている「在園のしおり」を配布いたしました。大きな変更点として、「在園にあたって確認していただきたいこと」(P4)をよくご確認ください。

## 2. 在園にあたって確認していただきたいこと

### (1) 登園および保育時間について

保育所等は、保護者の就労、出産、疾病等の理由により、保育が必要なお子さんをお預かりする施設です。そのため、お仕事がお休み等により家庭保育が可能な場合は、原則として登園を控えていただくようご協力をお願いします。ただし、保護者やきょうだい等の体調不良時や在籍園の行事への参加等のため、必要に応じてお子さんをお預かりできる場合もありますので、在籍園にご相談ください。また、園によって開園・閉園時間が異なりますので閉園時間を過ぎるお迎えはしないようお願いいたします。超過した場合は、実費(職員人件費等)を負担していただく場合があります。

保育所等における保育では、お子さんの発育や生活リズム形成のほか、集団保育のなかで幼児教育を実践していくことが求められています。こうした観点から特に3歳児以上のクラスの、日中の保育時間内(概ね9時～14時における幼稚園の教育時間と同等の時間)における利用については、平日(月～金)の家庭保育が可能な場合であってもお子さんをお預かりすることは可能です。ただし、お子さんの負担にならない範囲での利用をするよう在籍園とご相談ください。

### (2) 土曜保育等について

土曜保育等は一般的に平日(月～金曜日)と比べて利用するお子さんが少ない傾向があるため、合同保育を行う等、平日とは異なる職員体制をとっています。そのためお仕事がお休み等により家庭保育が可能な場合は、原則としてクラス年齢に関わらず登園を控えていただくようご協力をお願いします。

### (3) 慣らし保育

お子さんが保育所等の環境に少しずつ慣れることや、お子さんの健康管理及び事故防止の観点から、各園で保育時間を短縮した「慣らし保育」を行う場合があります。期間や内容はお預かりするお子さんの年齢や保育所等によって異なりますので、事前に保育所等に確認してください。ご家庭の状況により対応が難しい場合は各保育所等にご相談ください。なお、利用開始日より前に慣らし保育を行うことはできませんので、あらかじめご家族や雇用先等とも調整をしてください。慣らし保育の実施期間中においても、市が決定する保育料をお支払いいただけます。